

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	京都市 児童福祉施設等入所事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

京都市は、児童福祉施設等入所事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

京都市長

公表日

令和5年1月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童福祉施設等入所事務
②事務の概要	児童福祉法に基づく、要保護児童等の児童福祉施設等への入所(措置)に関する事務。 当該事務では、番号法別表第1に規定される主務省令第7条に基づき、児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)の利用申込みの受理、審査及び応答(決定等)に関する事務、国の設置する児童福祉施設に入所させた者に係る入所後に要する費用の負担能力の認定に関する事務、国以外の者が設置する児童福祉施設(自立援助ホームを含む。)に入所させた者に係る入所後の費用の徴収に関する事務、並びに関係機関に対する資料の提供等の求めに関する事務について、特定個人情報ファイルを使用する。
③システムの名称	児童家庭相談システム、マイナンバー連携システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
児童福祉施設等入所児童等情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の7の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第7条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1 情報提供 (1) 番号法第19条第8号 別表第二 第16、56の2、57、116項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条、30条、31条、59条の2の2 2 情報照会 (1) 番号法第19条第8号 別表第二 第16項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 児童福祉センター児童相談所 相談課
②所属長の役職名	相談課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	京都市総合企画局情報化推進室 情報公開コーナー 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 TEL 075-222-3215
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 児童福祉センター児童相談所 相談課 〒602-8155 京都市上京区竹屋町通千本東入主税町910-25 TEL 075-801-2929

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

